

徳島県スポーツ協会表彰規程

昭和51年12月22日施行

昭和52年12月22日施行

昭和56年1月23日施行

昭和58年1月25日施行

昭和59年5月28日施行

平成6年11月29日施行

平成20年5月29日施行

平成21年5月23日施行

平成23年9月5日施行

平成24年4月1日施行

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人徳島県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第4条第1項第4号の規定に従い、スポーツ関係の表彰について必要な事項を定め、徳島県においてスポーツの普及及び発展に貢献した者の功績を称えることによりスポーツの振興を図り、あわせて、県民の体力向上及び健康増進に資することを目的とする。

(表彰)

第2条 次に掲げる表彰種別ごとに、スポーツ活動に顕著な功績又は模範として推奨するに価する業績のあった者を表彰する。

- (1) スポーツ功労者表彰
- (2) スポーツ指導者表彰
- (3) スポーツ特別優秀者表彰
- (4) スポーツ優秀者表彰
- (5) スポーツ奨励賞表彰
- (6) 生涯スポーツ賞表彰

(被表彰者の推薦及び選考)

第3条 被表彰者の選考は、原則として本会加盟団体（市町村体育・スポーツ協会を含む。以下同じ）に登録されている者を対象として行う。

- 2 本会加盟団体は、各表彰種別ごとの規定に該当すると認められる者（以下「被表彰候補者」という。）について、随時、調書を添えた推薦書を本会に提出するものとする。
- 3 前項の規定によるほか、本会専門委員会も被表彰候補者を推薦することができる。
- 4 前条第3号及び第4号について、国民体育大会で優勝または入賞した者については、本会広報・顕彰委員会が推薦するものとし、本条第2項の推薦書は必要としない。
- 5 被表彰者は、本会広報・顕彰委員会の選考を経て、理事会で決定する。

(表彰の日)

第4条 表彰は、毎年2月11日(建国記念の日)に行うものとする。ただし、やむを得ない事由のあるときは、この限りでない。

(スポーツ功労者表彰)

第5条 スポーツ功労者表彰は、徳島県におけるスポーツの振興に努力し、その功績が特に顕著な満40歳以上の者で、次の各号の一に該当する者に対して行う。ただし、過去にこの表彰を受けた者は除く。

- (1) 本会加盟団体の役員又は指導者として、10年以上従事した者(役員及び指導者として、合わせて10年以上従事した者も含む。)
- (2) 前号に規定するものの外、徳島県におけるスポーツの振興及び発展に特に尽力した者

(スポーツ指導者表彰)

第6条 スポーツ指導者表彰は、スポーツ特別優秀者表彰及びスポーツ優秀者表彰に該当する者の育成に、功績が特に顕著である実質的な指導者に対して行う。

(スポーツ特別優秀者表彰)

第7条 スポーツ特別優秀者表彰は、スポーツ活動において特に優秀な成績を収めた者で、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 全国大会において優勝した者
- (2) 国際大会に日本代表として参加した者
- (3) 日本新記録、高校日本新記録又は中学日本新記録を樹立した者
- (4) 前号に規定するものに匹敵又はそれ以上の成績を収めたと認められる者

(スポーツ優秀者表彰)

第8条 スポーツ優秀者表彰は、スポーツ活動において優秀な成績を収めた者で、次に該当する者に対して行う。ただし、前条に規定する表彰を受けた者は除く。

- (1) 全国大会において入賞した者

(スポーツ奨励賞表彰)

第9条 スポーツ奨励賞表彰は、スポーツ活動において奨励に価する優秀な成績を収めた小学校児童で、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 本会広報・顕彰委員会が認めた全国大会において3位以内の成績を収めた者
- (2) 学童日本新記録を樹立した者

(生涯スポーツ賞表彰)

第10条 生涯スポーツ賞表彰は、シニア世代となってもスポーツを実践する者で、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) シニア世代を対象とする本会広報・顕彰委員会が認めた全国大会において優勝した者

- (2) 永年にわたりスポーツを実践し、現在も活動を継続している満80歳以上の者で、生涯スポーツのあるべき姿として他の模範となる者。ただし、過去にこの表彰を受けた者は除く。

(特別表彰)

第11条 特別表彰は、第2条に規定する表彰のほか、広く県民に敬愛され、県民に明るい希望及び活力を与える顕著な功績を残し、県民の誇りとなる次の各号の一に該当する者に行う。

- (1) オリンピック大会及びパラリンピック大会において、メダルを獲得した者及び連続して出場した者
- (2) その他、特別な場合で、本会広報・顕彰委員会が認めた者

(感謝状)

第12条 感謝状は、第2条及び前条に規定する表彰のほか、次の各号の一に該当する者に贈呈する。

- (1) 当該年度の文部科学大臣表彰及び国民体育大会功労者表彰を受賞した者
- (2) 徳島県におけるスポーツの振興及び発展に尽力した者で、本会広報・顕彰委員会が特に必要と認めた者

(補則)

第13条 この規程について必要な事項は、徳島県スポーツ協会表彰規程運用基準による。

徳島県スポーツ協会表彰規程運用基準

1 目的

この運用基準は、徳島県スポーツ協会表彰規程（以下「規程」という。）で定めるスポーツ関係の表彰について、補足すべき事項を定める。

2 被表彰者の対象期間等について

被表彰者の対象は、前年度の被表彰候補者推薦締切日の翌日（12月11日）から今年度の被表彰候補者推薦締切日（12月10日）までの1年間とし、物故者を含む。

3 スポーツ功労者表彰について

- (1) 年齢の算定は、表彰が行われる年度の2月11日現在で行う。（以下同じ）
- (2) 本会各加盟団体が推薦できる被表彰候補者数は、毎年度1名までとする。
- (3) 他の表彰と重複して受賞することができる。

4 スポーツ指導者表彰について

- (1) 国際大会（5－（3）の大会をいう。）における監督又はコーチで日本代表として参加した者も受賞することができる。
- (2) スポーツ奨励賞表彰に該当する者の育成に、功績が特に顕著である実質的な指導者も受賞することができる。
- (3) 同一選手又は同一団体（選抜で編成された競技チームは除く。）に起因する被表彰者の対象は1名とする。
- (4) 同一選手又は同一団体に起因する表彰は、同一職場及び同一学校修業年限内において、原則として1回とする。

5 スポーツ特別優秀者表彰及びスポーツ優秀者表彰について

- (1) 本会加盟団体に登録されていない者は対象外とするが、徳島県の出身である次の者については、例外的に取り扱う。
 - ① 大学生については、被表彰者の対象とすることができる。
 - ② 大学生以外の者については、国際大会で活躍又は日本記録を樹立するなど多大な功績を残した場合は、被表彰者の対象とすることができる。

(2) 全国大会とは、次の大会をいう。

- ① 国民体育大会
- ② 競技別全日本選手権大会
- ③ 競技別全日本学生選手権大会
- ④ 全国高等学校総合体育大会
- ⑤ 全国中学校体育大会
- ⑥ これらの大会に準ずると本会広報・顕彰委員会が認めた大会（シニア世代を対象とした大会並びに特定の地域及び職業等参加対象が大きく限定された大会等は除くなど、本会広報・顕彰委員会が厳格に判断を行う。）

(3) 国際大会とは、次の大会をいう。

- ① オリンピック大会
- ② 競技別世界選手権大会
- ③ アジア競技大会
- ④ 競技別アジア大会
- ⑤ ユニバーシアード大会
- ⑥ これらの大会に準ずると本会広報・顕彰委員会が認めた大会（シニア世代を対象とした大会並びに特定の国及び職業など参加対象が大きく限定された大会等は除くなど、本会広報・顕彰委員会が厳格に判断を行う。）

(4) 規程第8条第1号の規定に該当する者とは、原則として当該大会において8位以内の成績を収めた者とする。ただし、大会の規模等から勘案して入賞者が多数であると思われる場合は、被表彰者の範囲を本会広報・顕彰委員会が判断するものとする。

6 スポーツ奨励賞表彰について

(1) 本会広報・顕彰委員会が認めた全国大会とは、国、地方公共団体又は公益財団法人日本スポーツ協会加盟競技団体が主催若しくは5分の4以上の都道府県が参加する全国大会をいう。

7 生涯スポーツ賞表彰について

(1) 本会広報・顕彰委員会が認めた全国大会とは、国、地方公共団体又は公益財団法人日本スポーツ協会加盟競技団体が主催若しくは5分の4以上の都道府県が参加する全国大会をいう。

(2) 表彰者の推薦については、各競技団体及び市町村体育・スポーツ協会より各1名ずつの推薦とする。

8 その他の事項について

- (1) この表彰は、徳島県におけるスポーツの普及及び発展に、著しく貢献した者を対象に行うことを再確認するとともに、加盟団体に対して広く公平に行うことを原則とする。
- (2) 徳島県外に在住する者であっても、県内を拠点として活動する者については、被表彰者の対象とする。
- (3) 団体競技における被表彰者は、表彰対象となる競技大会においてエントリーされた者とする。
- (4) 被表彰候補者の推薦にあたっては、本会各加盟団体の間で協議し、調整を図ることとする。特に、スポーツ指導者表彰における被表彰候補者の推薦において、各学校体育連盟と各競技団体は十分に協議を行うこととする。
- (5) 推薦調書（別記様式）の作成については、次のことに留意して行う。
 - ① 功績内容等については、厳格に審査し、記載すること
 - ② 被表彰候補者の所属団体は、表彰対象となる競技大会当時のものとする
 - ③ スポーツ特別優秀者表彰、スポーツ優秀者表彰及びスポーツ奨励賞表彰の被表彰候補者を推薦する場合は、表彰対象となる競技大会の開催要項を添付すること
 - ④ 提出期限は、毎年12月10日とし、これを厳守すること。ただし、規程第4条ただし書きの規定により、表彰の日が変更される場合は、提出期限も変更される場合がある。